○ 星薬科大学認定薬剤師認定基準

平成２１年６月２９日　制定
平成２４年４月１６日　改正
平成２７年８月１８日　改正
平成２８年５月２７日　改正
令和　３年５月１４日　改正
令和　３年９月１３日　改正
令和　４年１月１２日　改正
令和　６年３月１９日　改正

第１条　「星薬科大学認定薬剤研修制度に関する規程」（以下「制度規程」という。）第４条及び第６条に基づき、認定薬剤師の認定に必要な基準を定める。

第２条　認定薬剤師の認定に必要な単位は次のとおりである。
４年以内に４０単位（毎年５単位）以上取得

第３条　更新に必要な単位は次のとおりとする。
３年間で３０単位（毎年５単位）以上取得

第４条　第２(1)、又は第３(1)の年限内に出産、病気その他や止むを得ない事由があると認定薬剤師研修制度委員会が認めた場合、原則として 1 年を限度として延長することができる。

第５条 単位認定の対象となるのは、第 6 条に定める本学の研修会等、あるいは認証機構から認証された機関が実施する事業に限るものとする。

第６条 単位の換算は、次のとおりとする。

(1) 本学の認定薬剤師研修制度に基づき実施する事業

① 本学が主催、あるいは認定共催する研修会(実技研修、シンポジウム、フォーラム、セミナー等を含む)

90 分　1 単位

② 社会人大学院(夜間開講)講義受講コース

135 分　１．５単位

③ その他講演会等

90 分　1 単位

(2) 論文発表

・主著者(first author または corresponding author)　５単位

・共著者　２単位

※ 主著者・共著者共に、原則として査読がある論文とする。

(3) 学会発表

・発表者　２単位

・共同発表者　１単位

※ 日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会、日本医療薬学会及び日本緩和医療薬学会並びにその他の学会等の発表で本学が認定したもの。

※ 論文発表と学会発表の認定はあわせて１期 10 単位までとする。

(4)E-learning

・本学作成の E-learning を受講、および修得度確認試験の合格

90 分　1 単位

・本学主催の研修会(上記(1))収録の動画を受講、および修得度確認試験の合格

上記(1)と同一単位数

(5) DVD 研修

・本学主催の研修会(上記(1))収録の DVD の受講、および修得度確認試験の合格

上記(1)と同一単位数

(6) その他新規事業については、認定薬剤師研修制度委員会で審議し、単位は原則として 90 分毎に 1 単位とし、研修時間から 0.5 単位まで分割することができる。

2. 単位の上限は以下の次のとおりとする。

1 日の上限を 4 単位とする。なお、学会参加による取得単位は 1 日の上限を 3 単位とする。

第７条 本学は、第６に定めた講座等により単位を取得した場合は、制度規程第１１条第２項による受講証明として、認定単位を発行する。

第８条 第２及び第３の単位の取得は、本学又は他の認証機関が発行した認定単位を「認定薬剤師研修手帳」に貼付することによって確認する。

（基準の改廃）
第９条　この基準の改廃は、認定薬剤師研修制度委員会の議を経て学長が定める。

附　則
この基準は、平成２１年６月２９日から施行する。
附　則
この基準は、平成２４年４月１６日から施行する。
附　則
この基準は、平成２７年８月 18 日から施行する。
附　則
この基準は、平成２８年４月１５日から施行する。
附　則
この基準は、令和３年５月１４日から施行する。
附　則
この基準は、令和３年９月１３日から施行する。
附　則
この基準は、令和４年１月１日から施行する。
附　則
この基準は、令和６年３月１９日から施行する。